

平成 28 年度
しずおか食の安全推進のための意見交換会

— 資 料 —

富国 有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

日 時：平成 29 年 2 月 1 日（水）10 時 00 分～
場 所：県庁西館 4 階健康福祉部会議室

| | | |
|-------|---------------------------------------|------|
| 資料 1 | 平成 27 年度 食の安全推進のための意見交換会の御意見と対応 (事務局) | - 1 |
| 資料 2 | 「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進行状況 (事務局) | - 2 |
| 資料 3 | 景品表示法に基づく表示等の適正化 (県民生活課) | - 4 |
| 資料 4 | 食育の推進 (健康増進課) | - 7 |
| 資料 5 | 牛海綿状脳症 (BSE) 検査対象の見直し (衛生課) | - 8 |
| 資料 6 | 冷凍メンチカツによる腸管出血性大腸菌食中毒事案 (衛生課) | - 9 |
| 資料 7 | 食品表示の適正化推進のための取組み (衛生課) | - 11 |
| 資料 8 | 機能性表示食品制度への対応 (新産業集積課) | - 12 |
| 資料 9 | 青果卸売市場検査における指導 (農業戦略課) | - 13 |
| 資料 10 | 静岡県における農畜水産物等の放射性物質検査 (地域農業課) | - 14 |
| 資料 11 | 安全・安心な静岡茶への取組 (お茶振興課) | - 16 |
| 資料 12 | 機能性表示食品制度を活用したうんしゅうみかんの需要拡大 (農芸振興課) | - 17 |
| 資料 13 | 食の安全・安心への取組み (水産振興課) | - 18 |
| 資料 14 | 食品の安全性に関する緊急情報の発信 (危機政策課) | - 19 |
| 資料 15 | 「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組 (健康体育課) | - 20 |

平成 27 年度 食の安全推進のための意見交換会の御意見と対応

(生活衛生局衛生課)

平成 27 年度に実施した「食の安全推進のための意見交換会」において参加者からいただいた、御意見と対応について、以下にまとめました。

| 御意見の内容 | 対 応 |
|--------------------------------------|--|
| 食品衛生推進員のノロウイルス指導について技術支援をしてほしい。 | 各保健所で開催する食品衛生推進員の研修会において機会を設けることや推進員との合同監視時に実地指導等を実施する。 |
| HACCP 導入の推進について | 保健所の窓口において、HACCP 導入の取組みについての相談を受付けている。 また、保健所の食品衛生監視専門班において施設にあった HACCP 導入の助言・指導。 |
| 県民への手洗い周知について、調理師協会主催のイベント等で協力してほしい。 | 保健所へ相談していただければ対応可能。 また、食品衛生協会に相談していただければ、手洗いマイスターが対応する。 |

注) 意見交換会後に、県の事業として対応した御意見

アクションプラン主要事業数値目標一覧

1 消費者の食に対する信頼確保

| 管理指標 | | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | |
|---|---------------------------|-------|--------|-------------------|--------|---------------|
| 食の安全に対する県民の信頼度 | | 67.3% | 69.1% | 67.9% | 75% | |
| 消費者意見の反映 | | | | | | |
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | (担当課) |
| タウンミーティング・意見交換会等の開催 | 消費者と県が合意した意見の施策への反映率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| 寄せられた意見の反映状況やQ&Aの公開 | 公開頻度(回/年) | 4回 | 4回 | 3回 | 2回以上 | 衛生課 |
| 食品の安全と安心に関する情報の提供と公開の推進 | | | | | | |
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | (担当課) |
| ちゃっぴーの食品安全インフォメーション事業における情報の提供 | 情報提供回数(回/年) | 24回 | 24回 | 19回 | 24回以上 | 衛生課 |
| 食品検査の合格等安全情報提供 | 情報提供回数(回/年) | 38回 | 34回 | 26回 | 30回以上 | 衛生課 |
| 食品の安全に関する教育活動 | | | | | | |
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | (担当課) |
| 消費者に対する知識の普及啓発 | 消費者を対象とした衛生講習会の開催回数(回/年) | 7回 | 11回 | 6回 | 7回 | 衛生課 |
| 食品表示の適正化の推進 | | | | | | |
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | (担当課) |
| 食品表示調査 | 調査件数(件/年) | 527件 | 8,282件 | 集計中 | 8,000件 | 衛生課、 県民生活課 |
| 食品表示責任者養成講習会の開催 | 受講人数(人/年) | — | 1,751人 | 1,585人 | 2,000人 | 衛生課 |
| 食品表示合同監視指導 | 監視指導件数(件/年) | 100件 | 100件 | 85件 | 100件 | 衛生課 |
| 製茶工場合同監視指導 | 監視実施率(%) | 15% | 15% | 実施中 | 15%以上 | お茶振興課 |
| 不適正な表示商品の排除(お茶) | 不適正な表示割合(%) | 3% | 0% | 0% | 0% | お茶振興課 |
| 農産物直売所におけるしいたけ品質表示内容指導 | 適正な表示割合(%) | 75% | 86% | 89% | 100% | 林業振興課 |
| 水産物表示研修会の開催 | 研修会回数(回/年) | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 水産振興課 |
| 遺伝子組換え食品の監視指導・検査 | 違反件数(件/年) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 衛生課 |
| ※ 法の執行体制変更のため、食品表示ウォッチャーの店舗調査は平成26年度で終了 | | | | | | |
| 県産食品の信頼確保 | | | | | | |
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | (担当課) |
| しずおか農林水産物認証制度 | 認証制度認証累積数 | 76件 | 78件 | 80件 | 90件 | 地域農業課 |
| 養殖魚に関する情報発信活動 | 活動回数(回) | 4回 | 4回 | 4回 | 3回 | 水産資源課 |
| 貝毒検査・原因プランクトンのモニタリング調査 | 貝毒中毒事故発生件数(件/年) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 水産振興課 |
| 家畜個体識別システムの円滑な移動推進 | 牛個体識別耳標の装着・情報入力実施率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 畜産課 |
| 地産地消に取組む団体・企業等の活動支援 | 地産地消率(量販店等での県産青果物のシェア)(%) | 35% | 34% | 実施中 | 35%以上 | 農芸振興課 |
| 環境保全型農業の推進 | Ecoファーマーマークの利用率(%) | 38% | 41% | 41% | 45% | 地域農業課 |
| 消費者からの食品に関する苦情や不審情報情報等への迅速な対応 | | | | | | |
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末時点) | H29目標値 | (担当課) |
| 「食の総合相談窓口」に寄せられた相談への対応 | 完了率(%) | 100% | 100% | 99.7% | 100% | 衛生課 |

2 生産から流通・消費における食品の安全確保

| 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 |
|----------------------------|-------|-------|-------------------|--------|
| 人口10万人当りの食品を原因とする健康被害の発生日数 | 35.7人 | 19.5人 | 22.3人 | 10人以下 |

生産段階における指導の強化

| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 | (担当課) |
|------------------|---------------------|-------|-------|-------------------|--------|-------|
| 農薬・肥料適正使用管理体制強化 | 県内農産物の農薬取締法違反事例数(件) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 地域農業課 |
| 動物用医薬品販売業者への立入検査 | 立入検査実施率(%) | 80% | 102% | 64% | 100% | 畜産課 |
| 動物用医薬品の適正使用の指導 | 生産者への立入指導件数 | 50件 | 50件 | 35件 | 50件 | 畜産課 |
| 水産用医薬品残留検査 | 基準値を超える検体数(検体) | 0検体 | 0検体 | 実施中 | 0検体 | 水産資源課 |
| 死亡牛等BSE検査 | 対象牛検査実施率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 畜産課 |
| 家畜伝染病の発生防止 | 家畜伝染病発生件数(件/年) | 4件 | 1件 | 3件 | 0件 | 畜産課 |

製造、加工、調理段階における監視指導の強化

| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 | (担当課) |
|-------------------------|------------------------|-------|-------|-------------------|--------|-------------------|
| 食品衛生監視指導 | 許可施設監視率(%) | 100% | 100% | 85.2% | 100% | 衛生課 |
| 違反が判明した製品の製造者への改善指導 | 改善率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| 学校等集団給食施設に対する監視指導 | 監視率(%) | 100% | 100% | 83.9% | 100% | 衛生課 |
| 養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員講習会の実施 | 講習会実施率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 教育委員会事務局 健康体育課 |
| 学校給食衛生管理研修会の実施 | 研修会実施率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 教育委員会事務局 健康体育課 |
| 学校給食の衛生管理等に関する学校・調理場訪問 | 訪問実施率(%) | 100% | 100% | 83% | 100% | 教育委員会事務局 健康体育課 |
| 添加物製造施設の監視指導 | 監視率(%) | 100% | 100% | 78% | 100% | 衛生課 |
| 添加物に係る違反が判明した施設の改善指導 | 改善率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| アレルギー表示違反が判明した製造者等の改善指導 | 改善率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| と畜場におけるとさつ、解体の衛生管理指導 | 枝肉(牛・豚)の微生物汚染検査頭数(頭/月) | 各12頭 | 各12頭 | 各12頭 | 各12頭以上 | 衛生課 |

流通・消費段階における監視指導の充実強化

| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 | (担当課) |
|---------------------|-------------|-------|-------|-------------------|--------|-------|
| 違反が判明した製品の販売者への改善指導 | 改善率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| 青果卸売市場の指導・検査 | 検査実施率(%) | 26.7% | 46.7% | 13.3% | 33.3% | 農業戦略課 |
| 水産物卸売市場の指導・検査 | 検査実施率(%) | 25% | 29% | 33% | 25% | 水産振興課 |
| 違反・不良流通食品に対する処理 | 完了率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| 輸入食品取扱施設の監視指導 | 監視率(%) | 85% | 88% | 64% | 100% | 衛生課 |
| 違反が判明した輸入者等への改善指導 | 改善率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課 |
| 試買による医薬品成分等含有食品の調査 | 違反件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 薬事課 |
| 試買時における医薬品類似食品調査 | 違反件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 薬事課 |
| 流通商品の放射性物質検査 | 検査検体数(検体/年) | 145検体 | 145件体 | 60検体 | 100検体 | 衛生課 |

自主管理体制推進の支援

| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 | (担当課) |
|------------------|-----------|---------|---------|-------------------|---------|-------|
| 畜産農家に対する定期的な巡回指導 | 立入り実施率(%) | 100% | 100% | 69% | 100% | 畜産課 |
| 食品衛生推進員活動事業 | 延べ指導件数(件) | 66,411件 | 65,702件 | 53,216件 | 65,000件 | 衛生課 |

食品の安全情報等の発信強化

| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 | (担当課) |
|-------------------|--------------------|-------|-------|-------------------|--------|---------------|
| 食品の安全性に関する緊急情報の発信 | 緊急情報発信頻度(危機管理情報含む) | 10件 | 5件 | 4件 | 適時 | 衛生課、 危機政策課 |

食品の安全を確保するための体制整備

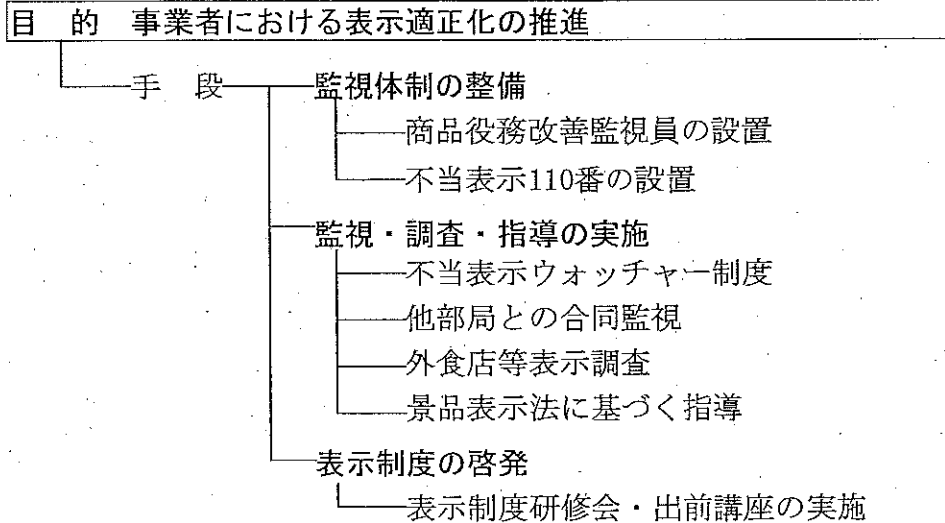
| 主要事業 | 管理指標 | H26実績 | H27実績 | H28実績 (12月末現在) | H28目標値 | (担当課) |
|-------------|----------------|-------|-------|-------------------|--------|-------|
| 内部点検・外部精度管理 | 指導事項に対する改善率(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 衛生課等 |

(件名)

景品表示法に基づく表示等の適正化

(県民生活局県民生活課)

1 事業体系



2 事業概要

(平成28年12月31日現在)

| 事業名 | 事業内容 | 実施状況 |
|----------|-----------------|---|
| 監視体制 | 商品役務改善監視員の設置 | 表示に関する不審情報の受付、相談、問合せ等に対応するため、各県民生活センターに配置 県民生活センターごと1名計3名配置 |
| | 不当表示 110 番の設置 | 県民から表示に関する不審な情報を受け付け事業者指導に係る調査の端緒とするため、県民生活課及び各県民生活センターに設置(平成 26 年度までは食品表示不審情報窓口として対応) ㊦62件 ㊧68件 ㊨119件 |
| 監視・調査・指導 | 不当表示ウォッチャー制度 | 県内全域に配置し、商品・サービスの品質や価格などの不当な表示を毎月監視。(平成 26 年度までは食品表示ウォッチャー制度として実施) ㊧36件 ㊨381件 |
| | 他部局との合同監視 | 食品表示に関する他法令を所管する部局と連携して、緑茶、鮮魚等の表示に係る調査・監視を実施 ㊦133施設 ㊧133施設 ㊨133施設 |
| | 外食店等表示状況調査 | 外食店等に出向いて、メニュー等に不適切な表示がないか調査 ㊦130施設 ㊧135施設 |
| | 景品表示法に基づく指導 | 景品表示法に基づく措置命令、文書注意、口頭注意を実施(平成 26 年 11 月までは指示公表を実施) 措置命令: ㊦0件 ㊧0件 文書注意: ㊦0件 ㊧2件 口頭注意: ㊦51件 ㊧81件 |
| 啓発 | 表示制度研修会・出前講座の実施 | 表示制度の普及・啓発を図るため、研修会・出前講座を実施 ㊦7回(290人) ㊧15回(590人) ㊨45回(1,709人) |

3 景品表示法の概要

(1) 目的

商品や役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止することによる一般消費者の利益の保護。

(2) 規制内容

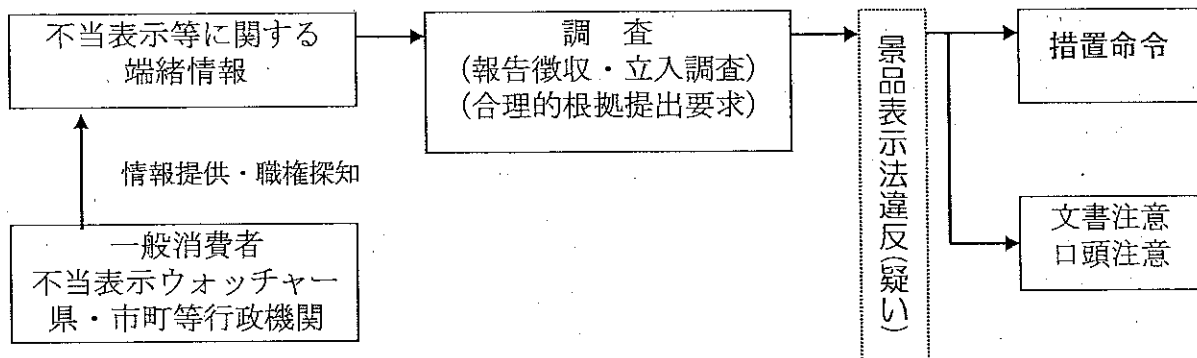
- ・ 過大な景品類の提供の禁止
- ・ 虚偽広告や誇大広告などの不当な表示の禁止
(優良誤認表示、有利誤認表示、その他誤認されるおそれのある表示の禁止)

(3) 都道府県の執行権限

- ・ 措置命令権限（行政処分）及び表示の裏付けとなる合理的根拠提出要求権限

4 景品表示法に基づく指導の状況

(1) 指導の流れ



(2) 違反被疑事案受付件数(平成28年12月31日現在)

(単位：件)

| 区分 | 景品 | | | | | 表示 | | | | | 合計 |
|------|------|----|-----------|-------|---|------|----|-----------|-------|-----|-----|
| | 職権探知 | 申告 | 関係機関からの通知 | 前年度繰越 | 計 | 職権探知 | 申告 | 関係機関からの通知 | 前年度繰越 | 計 | |
| 28年度 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 270 | 39 | 21 | 3 | 333 | 335 |
| 27年度 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 282 | 89 | 22 | 0 | 393 | 395 |
| 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 76 | 42 | 4 | 144 | 144 |

※ 法の執行体制の変更に伴い、27年度は外食店等表示状況調査・他部局合同監視による職権探知及び不当表示ウォッチャーからの申告件数を景品表示法事案として計上した。

(3) 指導件数(平成28年12月31日現在 違反なし・他県移送等を除く)

(単位：件)

| 区分 | 景品 | | | | | 表示 | | | | | 合計 |
|------|------|------|----|------|---|------|------|----|------|----|----|
| | 口頭注意 | 文書注意 | 指示 | 措置命令 | 計 | 口頭注意 | 文書注意 | 指示 | 措置命令 | 計 | |
| 28年度 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 50 | 0 | — | 0 | 50 | 51 |
| 27年度 | 1 | 0 | — | 0 | 1 | 80 | 2 | — | 0 | 82 | 83 |
| 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58 | 8 | 0 | 0 | 66 | 66 |

(4) 主な違反事案の概要 (平成25年度以降)

| 年度 | 件名 | 被疑事項 | 事例の概要 |
|-----|-----------------------------------|----------------|--|
| H28 | 使用原材料の強調表示【口頭指導】 | 優良誤認 4条1項1号 | 和栗のモンブランについて、常時和栗を使用しておらず、品薄や割高の際は、韓国産や中国産を使用していた。 |
| H27 | 食品の原産地表示【文書注意】 | 優良誤認 4条1項1号 | 土産物店で販売していた芋がらや煎り落花生の原産地について、外国産であるにもかかわらず、国産と表示していた。また、花豆については実際は無農薬でないにもかかわらず、包装に「無農薬」と表示した。 |
| H26 | 食品等小売店の価格表示【文書注意】 | 有利誤認 4条1項2号 | 冷凍食品の価格表示について、根拠のない価格を比較対照価格として二重価格の表示をしていた。 |
| | 製造者の強調表示【文書注意】 | 優良誤認 4条1項1号 | インスタント食品について、微量しか含まれていない原材料を、多量に含まれているようにパッケージに強調して表示をしていた。 |
| H25 | うなぎ加工品についての不当表示【H25.10.21 指示公表】 | 優良誤認 4条1項1号 | 中国、台湾から輸入したうなぎ蒲焼加工品について、うなぎの原産地が国内、静岡であるかのように表示していた。＜JAS法と同時措置＞ |
| | 宿泊施設が提供する料理のメニュー表示【H26.2.26 指示公表】 | 優良誤認 4条1項1号 | 施設内で提供する料理のメニューに「静岡産和牛の陶板焼き」等と表示していたが、実際は国産牛(交雑種)又はアメリカ産牛を使用していた。 |

5 他都県との連携

| | | |
|------|--|--|
| | 五都県広告表示等適正化推進協議会 | 東海4県広告表示等適正化推進会議 |
| 設立日 | 平成19年4月1日 | 平成24年7月18日 |
| 目的 | 広域的・効果的な表示等の適正化を推進するため、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県の連携体制を強化し、景品表示法を円滑に運用することを目的とする。 | 表示等の適正化を広域的効果的に推進するため、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の連携体制を強化し、景品表示法の円滑な運用により一般消費者の利益を保護することを目的とする。 |
| 活動内容 | ・景品表示法の事例研究、施行に係る情報交換、法違反事業者の調査・指導等に関することについて協議 ・合同調査・指導等の実施 | ・景品表示法の事例研究、施行に係る情報交換、法違反事業者の調査・指導等に関することについて協議 |

(件名)

食育の推進

(医療健康局健康増進課)

1 概要

- ・ 国は、食に関する様々な問題に対応して、平成 17 年 6 月に食育基本法を制定、食育推進基本計画（平成 18 年 3 月）、第 2 次食育推進基本計画（平成 23 年 3 月）第 3 次食育推進基本計画（平成 28 年 3 月）を策定し、国民運動として食育を推進している。
- ・ 本県においても、平成 18 年 10 月に「しずおか食育推進会議」を設置、平成 19 年 3 月「静岡県食育推進計画」、平成 23 年 3 月「ふじのくに食育推進計画」に続き、平成 26 年 3 月に「第 3 次静岡県食育推進計画」を策定した。
- ・ 食育推進体制を整備し、「連携・協働による食生活を見直すきっかけづくりになる取組の推進」を目指し、地域における食育の推進を支援している。

2 平成 28 年度事業計画

| 区分 | 内容 |
|-------------|---|
| 食育推進計画の進行管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の定着促進、進行管理 ・ 食育部会、しずおか食育推進会議の開催 |
| 食育の体制づくり | <p><u>食育推進会議・食育連絡会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉センターによる食育推進会議、食育連絡会の開催 ・ 市町食育推進体制の充実に向けた支援 <p><u>食育指導者研修会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食育推進計画」に基づく食育指導者の育成 |
| 望ましい食生活の確立 | <p><u>地域における食育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食に関わる様々な関係者が連携協働し、「食育推進計画」に基づく食育を推進する <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校、大学等への食育出前講座 ・ 企業やマスメディアを活用した食育に関する普及啓発 <p><u>食育啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共食を重点とした「食育月間（6 月）」「食育の日（19 日）」のキャンペーン展開 ・ 元気応援フェア（H28. 10. 8～9）における食育啓発 ・ ふじのくに食の都の祭典にて開催するシンポジウム（H29. 2. 18）における食育啓発 <p><u>食育教室</u></p> <p><対象> 幼児・児童とその保護者</p> <p><内容> 重点テーマ：「減塩」及び「野菜摂取の増加」</p> <p>子どもの頃からの減塩や野菜を摂取することの大切さを学ぶこと、普段の食生活で実践できる知識を、参加した子どもたちや家族に伝えていくことを目的に調理実習等を開催する。県健康づくり食生活推進協議会に委託</p> |

牛海綿状脳症（BSE）検査対象の見直し

（生活衛生局衛生課）

1 概要

厚生労働省は、平成 29 年 4 月 1 日から健康牛の BSE に係る検査を廃止することとし、BSE 検査対象を定める関係省令を 2 月に改正する。

本県としては、BSE に係る牛肉の安全は確保されていることから、全国の自治体と歩調を合わせるとし、平成 29 年 4 月 1 日から健康と畜牛の BSE 検査を廃止する。

2 経緯

| | 検査対象 | 静岡県 検査体制 | 特定危険部位 (SRM) 除去 | BSE 頭数* | |
|---------------|---------------------------|--------------------------|---|---|------|
| 2001(平成 13)年度 | 全頭検査 (H13.10~H17.6) | 全頭検査 (H13.10~H25.6) | 除去・焼却義務 (H13.10~) 頭部(舌・頬肉以外)・せき髄・扁桃・回腸遠位部 | 3(2) | |
| 2002(平成 14)年度 | | | | 4(4) | |
| 2003(平成 15)年度 | | | | 4(3) | |
| 2004(平成 16)年度 | | | | 5(3) | |
| 2005(平成 17)年度 | 21 か月齢以上 (H17.7~H25.3) | | 全頭検査 (H13.10~H25.6) | 除去・焼却義務 (H25.2~) | 8(5) |
| 2006(平成 18)年度 | | | | | 8(3) |
| 2007(平成 19)年度 | | | | | 3(1) |
| 2008(平成 20)年度 | | | | | 1(0) |
| 2009(平成 21)年度 | | | | | 0 |
| 2010(平成 22)年度 | | | | | 0 |
| 2011(平成 23)年度 | | | | | 0 |
| 2012(平成 24)年度 | 30 か月齢超 (H25.4~H25.6) | | 48 か月齢超 (H25.7~H29.3) | 除去：焼却義務 (H25.2~) ・ 30 か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・ 全月齢の扁桃、回腸遠位部 | 0 |
| 2013(平成 25)年度 | | 0 | | | |
| 2014(平成 26)年度 | 48 か月齢超 (H25.7~H29.3) | 48 か月齢超 (H25.7~H29.3) | せき柱(30 か月齢超)使用禁止 | 0 | |
| 2015(平成 27)年度 | | | | 0 | |
| 2016(平成 28)年度 | | | | 0 | |

※ () 内はと畜場で確認された頭数(計 21 例)。静岡県内の BSE 発生はなし。

3 BSE 関係省令改正の趣旨

厚生労働省は、平成 28 年 8 月、食品安全委員会において「と畜場において実施されている、48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスク差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と評価されたことを踏まえ、健康牛の BSE に係る検査を廃止するよう関係省令を改正する。なお、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた 24 か月齢以上の牛及び全身症状を呈する 24 か月齢以上の牛については、引き続き BSE 検査を実施する。

4 本県の対応

BSE 検査対象月齢以外の検査を行うことは、「安全性が確保されていない」との誤ったメッセージを内外に発信することとなるため、全国の自治体と歩調を合わせ、平成 29 年 4 月 1 日からと畜場において解体される健康と畜牛の BSE 検査を廃止する。

冷凍メンチカツによる腸管出血性大腸菌食中毒事案

(生活衛生局衛生課)

1 概要

神奈川県内等で発生した、タケフーズ株式会社製造のメンチカツを家庭等で調理し、喫食した消費者が腸管出血性大腸菌O157を原因とする食中毒となった件で、東部保健所は調査結果に基づき再発防止策を当該事業者に対して指導した。

2 患者の発生状況等

| No. | 自治体名 | 患者人数 | 原因食品 | 製造年月日 | 回収状況 | |
|-----|------|------|-----------------------|---------|---|--|
| 1 | 神奈川県 | 59 | メンチ肉の石川 | 16.8.31 | メンチ肉の石川：回収中 ジューシーメンチカツ ：回収終了 牛タンメンチカツ：使用中止 | |
| | | 1 | ジューシーメンチカツ(米久) | 16.8.31 | | |
| 2 | 千葉県 | 2 | メンチ肉の石川 | 16.8.31 | | |
| 3 | 兵庫県 | 1 | ジューシーメンチカツ(米久) | 16.9.21 | | |
| 4 | 秋田県 | 1 | ジューシーメンチカツ(米久) | 16.9.23 | | |
| 5 | 広島県 | 1 | 牛タンメンチカツ (わん)(業務用) | 16.9.23 | | |
| 6 | 東京都 | 1 | メンチ肉の石川 | 16.8.31 | | |
| | | 1 | ジューシーメンチカツ(米久) | 16.9.21 | | |
| | 合計 | 67 | | | | |

3 タケフーズ㈱に関する調査について

(1) 食品検査

| 検体名 | ◎157検出状況 |
|-------|----------|
| 玉ねぎ | 検出されず |
| 牛脂 | 検出されず |
| 豚脂 | 検出されず |
| ケチャップ | 検出されず |
| 牛肉 | 検出されず |
| 豚肉 | 検出されず |
| 凍結液卵 | 検出されず |

(2) 工場内拭取り検査

| 拭取り場所 | ◎157検出状況 |
|----------|----------|
| 製造室内検品台 | 検出されず |
| チョップカッター | 検出されず |
| チョッパー | 検出されず |
| ミキサー | 検出されず |
| 原料冷蔵庫取手 | 検出されず |
| 仕掛品冷蔵庫取手 | 検出されず |
| 製造室内台車の台 | 検出されず |

(3) タケフーズ㈱の製造室について

- ・製造記録、洗浄記録及び立ち入り調査では、アルコール消毒箇所の水分の拭き取りが不十分、床からの水はねの危険性、一部洗浄・消毒記録の欠如などが確認された。
- ・施設の洗浄の徹底及び製品等の自主検査の実施を指導

5 食中毒の原因となった製品について

食中毒の原因となった、2つの製品は、生の牛肉や玉ねぎなどを混ぜ合わせ整形し冷凍した、製造過程に加熱工程のない製品であり、消費者が加熱しなければならない製品である。

言い換えれば、消費者がしっかりと加熱ができるように表示等により加熱方法の情報提供する必要がある製品と言える。

なお、今回の食中毒の原因となった製品は、冷凍食品と違い製品に規格基準のない、いわゆる「そうざい半製品」と呼ばれる製品である。

| 冷凍食品 | そうざい半製品 |
|---|--|
| 1 規格基準あり (例) 加熱後摂取冷凍食品 (加熱して食べる) ものの内凍結する前に加熱していない 生菌数 3,000,000/g以下 E.coli (大腸菌) 陰性 2 「冷凍食品」との表示あり 3 保存方法: -15℃以下での保存が義務付け | 1 規格基準なし 2 「冷凍食品」との表示なし 3 保存方法: 事業者の指定による保存方法 実際の表示 -5℃以下保存 (米久) -18℃以下保存 (石川) |
| 4 その他 冷凍食品にするかそうざい半製品にするかは、製造者が決める。 | |

<実際の商品の表示>

| | |
|------------------------|--|
| メンチ肉の石川の表示 | 調理方法: 凍ったまま、170℃~175℃の油で6分間揚げてください。 ※「生肉」という表示はない。 |
| ジューシーメンチカツ (米久) の表示 | 凍ったまま袋から取り出し、下記表を目安に揚げてください。 家庭用の鍋で一度に2個ずつ揚げるのが目安です。 ※生肉を使用している旨の注意喚起はされているが目立たない。 ※冷凍食品と見間違い可能性あり。 |

6 発生原因及び防止対策

今回の事件の発生原因は、「原材料由来」及び「製造室内での2次汚染」であることが推測されることから、東部保健所は以下についてタケフーズ㈱を指導した。

ただし、タケフーズでは、メンチ肉の石川及びジューシーメンチカツを含め加熱工程のない製品の製造は中止した。

(1) 原材料由来に関する防止対策

- ・汚染の可能性ある食品は、できる限り殺菌工程を設定すること。(弱酸性水等の使用)
- ・特に使用する食肉は殺菌できる単一肉塊のみを使用する。

(2) 製造室内における2次汚染に関する防止対策

- ・製造器具機械の消毒については、アルコール消毒のみでなく塩素消毒も追加すること。
- ・床は毎日、塩素により消毒を実施すること。
- ・洗浄・消毒記録が無い工程については、洗浄・消毒実施を記録し、定期的に検証を行うこと。

(3) 商品の表示等について

- ・<注意>「生肉ですので中心部までしっかり加熱してください。」という表示をする。
- ・揚げ方の説明表記をわかりやすく改善する。
- ・今後の製品設計時、メンチカツの厚みの制限を設ける (例) 〇〇センチ超えない。

(件名)

食品表示の適正化推進のための取組み

(衛生課食品監視班)

1 概要

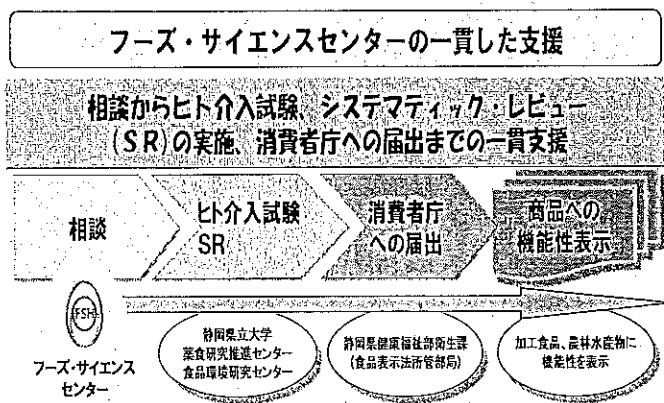
食品表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性を確認するとともに、自主的かつ合理的に食品を選択するために重要な役割を果たしている。消費者が安心して食品を選択できるよう、食品表示法及び米トレーサビリティ法に基づき、食品表示の適正化推進に取り組む。

2 取組内容

| | | |
|---------------------------|-----------------|---|
| 食品表示の適正化推進 (事業者のモラル遵守) | 自主管理体制の構築・消費者普及 | 事業者研修会・出前講座への協力 研修会・出前講座の実施を希望する事業者等へ講習することにより、事業者の自主的な食品表示の適正化への取組みの支援する。 |
| | | タウンミーティングの開催 事業者や消費者に対し、食品表示制度を周知し、制度の定着を図る。 |
| | | ホームページによる情報提供 事業者向け・消費者向けのわかりやすい食品表示ウェブサイトを整備し、役立つ情報が手軽に入手できる環境を作る。 |
| | | 「食の都ブランド適正表示推進事業」の実施 ・食品表示責任者養成講習会の実施 ・食品表示責任者の設置の推進 ・食品表示適正マークの貼付による消費者へのPR |
| | | 「食品表示適正化・活用普及事業」の実施 ・栄養成分表示作成支援講習会の実施 ・ホームページ「ふじのくに食品表示ガイド」の改修(栄養成分表示) ・県民への栄養成分表示を中心とした新しい食品表示制度の普及 |
| | 監視・調査 (体制整備) | 監視指導の強化(執行体制の一元化) 県下7保健所が行う食品監視において、旧JAS法及び米トレーサビリティ法に基づく監視事項を追加。 |
| | | 相談窓口の一元化 |
| | | 監視活動・情報受付 モニタリング調査、他部局との合同監視、県民からの不審情報、関係機関からの情報提供 |
| | 指導・処分 | 事業者に対する行政指導・処分等 法律に違反する表示を行った事業者に対し、行政指導又は処分等を行う。 <指導> 口頭指導、文書指導、指示 <処分> 指示に従わなかった者に対する命令、回収等命令、業務停止命令 <公表> 指示、命令、回収等命令、業務停止命令を行った場合は、その旨の公表 ※米トレーサビリティ法は、「指示」ではなく「勧告」。 |

1 静岡県の対応

(公財)静岡県産業振興財団フーズ・サイエンスセンター (FSC) を中心に、相談から科学的根拠の立証、消費者庁への届出、リバイスへの対応までの一貫した支援体制を整備し運営。



- ステップ1：相談
フーズ・サイエンスセンター
- ステップ2：科学的根拠の立証
 - ・ヒト介入試験(県大薬食研究推進センター)
 - ・論文レビュー(県大食品環境研究センター)
- ステップ3：消費者庁への届出
静岡県衛生課、フーズ・サイエンスセンター
- ステップ4：販売
フーズ・サイエンスセンター

2 実績

(1) 支援制度の利用

(平成28年12月末)

| | 相談 | 検証実施 | 届出受理 |
|---|------------------------|---------------------|-------|
| ⑳ | 101件(うち、ヒト介入7件, SR29件) | 7件(うち、ヒト介入3件, SR4件) | 2社2品目 |
| ㉑ | 118件(うち、ヒト介入6件, SR29件) | 4件(うち、ヒト介入1件, SR5件) | 1社3品目 |

(2) 機能性表示食品の届出状況

届出件数：601件(平成28年12月末発表分) ←うち、静岡県内で製造141件(全体の2割以上)
→静岡県は食品産業が盛ん：食品・飲料全国一(出荷額2.4兆円)、栄養補助食品全国一(出荷額306億円)

(3) 静岡県内の届出件数：11件(うちフーズ支援は5件)(平成28年12月末現在)

| 商品名 | 企業名 | 機能性成分 | フーズ支援 |
|-----------------------------|------------------|--|--------------|
| カブラス うるるん肌トリンク(サプリメント) | 焼津水産化学工業(株)(焼津市) | N-アセチルグルコサミン(肌のうるおい) | ○ |
| 三ヶ日みかん(生鮮) | 三ヶ日町農業協同組合(浜松市) | β-クリプトタンパク質(骨代謝を助け骨を健康に) | — *県農業局支援 |
| シキンのまぐろから搾ったDHA+EPA(サプリメント) | はごろもフーズ(株)(静岡市) | DHA・EPA(血中中性脂肪低下) | ○ |
| もっちり麦(食品) | 永倉精麦(株)(長泉町) | 大麦β-グルカン(LDLコレステロール低下、おなかの調子を整える) | — |
| べにふうきスティックタイプ(食品) | (株)荒畑園(牧之原市) | メチル化ケルチン(ヒト)ガリクタン-3-α-(3-α-メチル)ガラクト(目や鼻の不快感軽減) | ○ (3件) |
| べにふうき粉末茶(食品) | | | |
| べにふうきティーパック(食品) | | | |
| SUNKINOU L-テアニン | 三生医薬(株)(富士市) | L-テアニン(起床時の疲労感や眠気を軽減) | — |
| ルテイン GOLD | (株)エーエフシー(静岡市) | ルテイン、ゼアキサンチン(目の調子を整える) | — |
| とびあみかん | とびあ浜松農業協同組合 | β-クリプトタンパク質(骨代謝を助け骨を健康に) | — *県農業局支援 |
| ラクする UC-II | (株)エーエフシー | 非変性Ⅱ型コラーゲン(ひざの関節の柔軟性、可動性をサポート) | — |

3 課題

- ・機能性表示食品制度が始まり、これまで以上に消費者の健康関連食品への期待の高まりが予想される。
- ・スーパー等における機能性表示食品の適切な取扱い(置き場、情報提供等)について、検討する必要がある。

(件名)

青果卸売市場検査における指導

(経済産業部農業局農業戦略課)

1 青果卸売市場検査の法的根拠と目的

(1) 根拠 (卸売市場法第66条)

県は、法律の施行に必要な限度において、地方卸売市場の開設者・卸売業者に対し、その業務や財産に関して報告若しくは資料の提出を求め又は事務所等へ立ち入り業務等を検査することができる。

(2) 市場検査の目的

市場検査では、卸売市場法や県卸売市場条例、規則、業務規程等に基づいて、卸売業者の集荷や販売業務、衛生管理等が適正に行われているかを検査する。

(3) 食品の衛生管理

「物品の品質管理」を検査項目として設定し、表示の適正化を図る。

2 実施状況

| 業者数 | 検査年度 | 実績 | | | | |
|-------------|------|----|---|---|---|---|
| | | ㉔ | ㉕ | ㉖ | ㉗ | ㉘ |
| 検査した青果卸売業者数 | | 8 | 5 | 4 | 7 | 2 |
| うち指導した業者数 | | 4 | 3 | 2 | 5 | 2 |

※県内の地方卸売市場で営業する青果卸売業者数は15社 (H28.4時点)。全ての業者がおおむね3年に1回検査を受ける。

※28年度は、H28.12時点での実績。

3 近年の検査で指導した事項

| 種類 | 指摘した内容 |
|------------|---------------------------|
| 品質管理責任者の表示 | 保冷库等施設ごとの品質管理責任者が未掲示である。 |
| 出荷物の直置き | 卸売場に出荷物が直置きされており、品質管理上問題。 |
| 衛生管理の意識啓発 | 商品の衛生管理の徹底について利用者へ周知が必要。 |



カップを片手にせりに参加している買参人。商品の衛生管理や卸売市場内の衛生的な利用を行うよう指導。



冷蔵庫に品質管理責任者の氏名掲示がない。氏名掲示を行うよう指導。

(件名)

静岡県における農畜水産物等の放射性物質検査

(農業局地域農業課)

1 要旨

原子力災害対策本部は、平成26年の検査結果を踏まえ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を平成27年3月20日に改正し、次に該当するものを検査対象品目として通知した。

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
- ② 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目
- ③ 対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮した品目
- ④ 国民の摂取量を勘案した主要品目
- ⑤ 生産状況を勘案した主要農林水産物

本県では、この考え方に基づき、28年度は41品目195検体の農畜水産物等に含まれるセシウムの検査を予定している。

2 平成28年度の検査の概要

| 区分 | 品目 | 計 |
|--------------------------|----------------------|------------|
| ①基準値超過品目 | 野生きのこ類 | 1品目 15検体 |
| ②基準値の1/2超過品目 | 原木しいたけ(生・乾) | 1品目 28検体 |
| ③対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮した品目 | 山菜類・野生鳥獣の肉類、水産物(回遊魚) | 9品目 86検体 |
| ④県民の摂取量を勘案した主要品目 | 茶、ミカン、畜産物、水産物等 | 26品目 60検体 |
| ⑤静岡県の主要農林水産物 | ネギ、レタス、わさび等 | 4品目 8検体 |
| 計 | | 41品目 195検体 |

3 平成28年度の検査結果(平成28年10月31日まで)

4月から10月に採取した30品目(玄米、麦、ワサビ、ジャガイモ、サツマイモ、ニンジン、日向夏、ナシ、ミカン、原乳、牛肉、豚肉、鶏卵、しいたけ、山菜類、野生きのこ、茶、タコ、イカ、カツオ、マグロ、サバ、アジ、イワシ、ブリ、サザエ、サメ)113検体を検査したところ、野生きのこ(富士市、富士宮市、小山町)で基準値(100Bq/kg)を超過していたが、その他の検体は基準値を下回っていた。

4 次年度以降の検査について

震災発生以降、関東～東北17都県では、農林水産物の放射性物質検査を実施しているが、その検査数は都県により大きく異なっている(資料参照)。また、平成23～27にかかった検査費用の全国合計は約50億円となった。

全国的に、栽培飼養管理可能な品目では放射性物質が基準値以下である場合が多いが、栽培飼養困難な品目では平成27年度でも基準値超過がみられた(資料参照)。本県においても、平成24年以降、野生きのこ(栽培飼養が困難な品目)以外の品目については全て基準値以下となっており、安全性が確認されている。

これらのことから、農林水産省では17都県に対し検査のアンケート及び意見交換会、消費者に対しリスクコミュニケーションを実施し、今後の検査方法について見直しの検討を行っている。

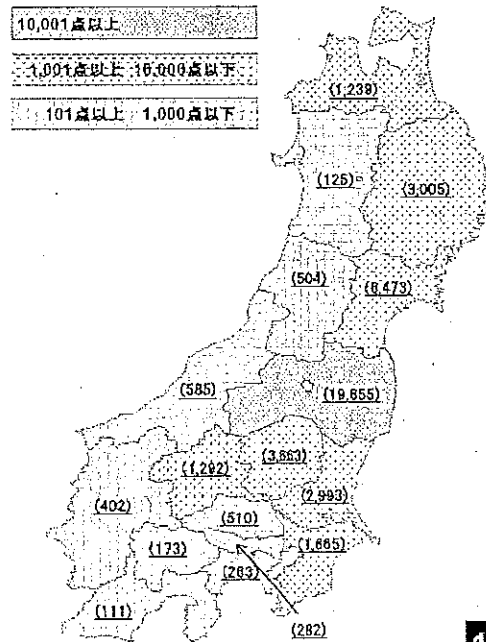
平成29年3月に原子力災害対策本部から放射性物質検査計画のガイドラインが示されることから、本県はこの考え方に基づき検査を実施する。

【全国における検査状況】

□ 検査点数(都県別、平成27年度、肉類を除く)

(17都県計 42,940点)

| 検査点数 | 都県別の検査点数 (括弧内は点数(点)) |
|-----------------------|--|
| 10,001点以上 | 福島(19,655) |
| 1,001点以上 10,000点以下 | 青森(1,239)、岩手(3,005)、 宮城(6,473)、茨城(2,993)、 栃木(3,663)、群馬(1,292)、 千葉(1,665) |
| 101点以上 1,000点以下 | 秋田(125)、山形(504)、 埼玉(510)、東京(282)、 神奈川(263)、新潟(585)、 山梨(173)、長野(402)、 静岡(111) |
| 11点以上 100点以下 | — |
| 10点以下 | — |



出典 農林水産省「食品に関するリスクコミュニケーション」資料より

【放射性物質検査結果(全国)】

□ 100 Bq/kg超が検出された点数の推移(品目等別)

【栽培/飼養管理が可能な品目群】

【栽培/飼養管理が困難な品目群】

| 検査年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 野菜・いも類 | 167 (3.3%) | 8 (0.07%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 果実類・種実類 | 73 (5.9%) | 15 (0.4%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 米 | 9 (0.3%) | 84 (1.0%) | 28 (0.8%) | 0 (0%) | 2 (0.2%) |
| 麦類 | 2 (0.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 豆類・雑穀類 | 18 (1.9%) | 39 (0.5%) | 59 (0.7%) | 2 (0.06%) | 3 (0.1%) |
| 肉類 | 261 (0.4%) | 7 (0.005%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 卵類 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 原乳* | 3 (0.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 茶* | — | 13 (1.7%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| きのこ類(栽培) | 298 (17%) | 240 (7.6%) | 0 (0%) | 3 (0.1%) | 0 (0%) |
| 山菜類等(栽培) | 2 (1.7%) | 6 (2.1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

| 検査年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| きのこ類(野生) | 36 (13%) | 77 (18%) | 46 (8.5%) | 34 (5.3%) | 16 (2.4%) | |
| 山菜類等 (野生) | 28 (23%) | 183 (13%) | 138 (5.8%) | 59 (2.1%) | 63 (2.6%) | |
| 野生鳥獣肉類 | 373 (61%) | 492 (39%) | 417 (31%) | 349 (26%) | 166 (22%) | |
| 水産物 | 海産 | 744 (16%) | 830 (6.0%) | 192 (1.2%) | 50 (0.3%) | 0 (0%) |
| | 淡水産 | 161 (18%) | 240 (7.0%) | 109 (3.1%) | 50 (1.5%) | 14 (0.6%) |
| はちみつ | 1 (10%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | |

注1 上段:検出点数、下段:検査点数に対する
検出点数の割合

注2 原乳は50 Bq/kg、茶は飲用状態で10 Bq/kg
(H23は茶葉の状態で検査したため除外)

注3 H27の米の2点は、26年産米が検査されたもの。
27年産米の基準値超過は28年3月末時点
でゼロ。

出典 農林水産省「食品に関するリスクコミュニケーション」資料より

(件名)

安全・安心な静岡茶への取組

(農業局お茶振興課)

1 概要

平成14年度より、消費者の食品に対する安全・安心への要求に応え得る信頼性の高い「静岡茶ブランド」確立のため、茶園での生産管理から消費者にとどくまでの連結した生産・品質衛生管理システムである「クリーンチェーン」の確立を目指している。

今後も、衛生管理者の育成、GAPの取得推進、表示の適正化の徹底などにより、安全・安心な静岡茶づくりを関係機関と連携して取り組む。

2 県、関係団体の安全・安心な静岡茶への取組み



(件名)

機能性表示食品制度を活用したうんしゅうみかんの需要拡大

経済産業部農業局農芸振興課

1 要旨

食品表示制度の改正に伴い、平成27年4月から、「機能性表示食品」制度がスタートし、生鮮食品についても機能性が表示できるようになった。県及び経済連は、光センサー選果機のある県内農協について、うんしゅうみかんの機能性表示届出の支援をしている。三ヶ日農協では、平成27年11月5日販売のうんしゅうみかんから果物では全国で初めて機能性を表示し、とびあ浜松農協においても届出が受理され、平成28年12月から機能性を表示し販売する予定である。

2 概要

(1) うんしゅうみかんの届出表示内容

- ・「本品には、β-クリプトキサンチンが含まれます。β-クリプトキサンチンは骨代謝のはたらきを助けることにより、骨の健康に役立つことが報告されています」

(2) 平成27年度の取組み

- ・6月下旬にJAみっかびが消費者庁に届出書類を提出し、9月に受理されたため、11月から機能性表示食品として出荷が開始された。
- ・流通業者及び販売店担当者等を対象に、機能性表示食品としてのみかんについての知識を深めるための説明会を、県内外で9月から12月にかけて11回開催し、延べ約760名が参加した。さらに、1月に開催された産官学技術交流事業報告会やフーズ・サイエンス・セミナーin牧之原にて、みかんの機能性表示について説明を行った。また、県内他産地及び県外において、機能性表示食品の届出に向けた説明会を開催した。
- ・経済連が市場及び販売店に対して実施したアンケートでは、47%が機能性をアピールした販売を行なったと回答。アピールしなかった店舗からは、売り場の対応が複雑になるとの意見が多かった。機能性を表示した包装資材の管理や、商品の陳列方法、宣伝資材の使い方などの正しい販売方法の徹底が困難であることが課題となっている。

(3) 平成28年度の取組み

- ・9月にJAとびあ浜松が届出し、11月上旬に消費者庁から届出完了の報告があった。機能性表示食品として、12月中旬の青島温州から販売が開始された。
- ・10月に2回、JAみっかびと大田市場にて、流通関係者を対象に、機能性表示食品としてもみかんの販売方法の周知を目的に、説明会を行った。また11月には、日本健康・栄養食品協会主催の機能性農産物等活用セミナーにて、説明を行った。

(4) 今後の取組み

- ・光センサー選果機のある県内8農協でも、JAみっかび、JAとびあ浜松にならい、届出に向けた準備を進める。
- ・県内JAや経済連と連携し、機能性表示を活用したみかんの消費宣伝を実施する。
- ・骨の健康維持以外の機能性についての情報収集と、届出内容の追加を検討する。

(件名)

食の安全・安心への取組

(水産業局水産振興課)

1 要 旨

近年、国内においては食品の偽装表示等、食品関連事業者のコンプライアンス意識の欠如による事件が相次いで発生するとともに、ノロウイルスや放射性物質による健康被害の発生防止も課題となっており、県民から食品の安全と安心に向けた取組が強く求められている。

2 水産振興課の主な取組

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|---|
| 水産物表示及び衛生管理研修会 | ・水産物流通加工関係者に対して、毎年、県内5地区（伊豆、伊東、東部、中部、西部）の会場で開催 |
| 水産物卸売市場の指導・検査 | ・県内21の地方卸売市場（消費地市場3、産地市場18）について、定期的に検査を実施し、市場の経営状況や衛生管理の状況等を確認（漁協が開設する市場は4年に1回、株式会社が開設する市場は2年に1回の頻度で実施） |
| 水産物の放射性物質検査 | ・県の「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、沿岸性魚種9品目9検体の検査を実施 |
| 浜名湖における貝毒発生の監視 | ・県、浜松市及び浜名漁協により構成される「浜名湖貝毒監視連絡会」が、浜名湖において貝毒の原因プランクトン発生調査及び貝毒検査を実施 |

(件名)

食品の安全性に関する緊急情報の発信

(危機管理部 危機政策課)

1 要 旨

食品に由来する事件・事故の発生等により、県民の食品の安全に対する関心が大いに高まる中、食品による健康被害の発生状況や関連する食品の安全性に関する情報等について、迅速かつ正確な情報を提供することが極めて重要である。

このため、食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起を消費者及び食品取扱者に対しタイムリーに発信することで、健康被害の拡大や再発防止を図る。

2 発信実績 (28 年度)

危機管理情報として、食中毒防止への注意喚起を報道提供するとともに、ホームページ上に公開し関係者及び県民に周知した。

平成 28 年度【4 件 12 月末現在】

| No. | 項 目 | 啓 発 情 報 等 |
|-----|--|---|
| 1 | 食中毒警報発表 (細菌性食中毒第 1 号) (8 月 9 日) | この時期、県内は、高気圧に覆われ気温が高い状態が続き、食中毒が発生する恐れがあったことから、「食中毒警報(第 1 号)」を発表し、食品取扱施設及び一般家庭に注意喚起を行った。 |
| 2 | メンチカツなどはしっかり加熱を！！ (11 月 10 日) | 神奈川県内などで家庭で調理されたメンチカツを原因とした食中毒事件が発生し、患者の便から 0-157 が検出されたことから、危機管理情報を発出し、注意喚起を行った。 |
| 3 | 食中毒警報 (ノロウイルス食中毒第 1 号) の発表 (12 月 9 日) | 県内の感染症発生動向調査における定点当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が「19.2 人」となり、ノロウイルス食中毒が発生しやすい状況になったことから、食中毒警報 (ノロウイルス食中毒 第 1 号) を発表し、県民に対して食品を取り扱う際の注意事項を周知した。 |
| 4 | 感染性胃腸炎が流行しています！ (12 月 15 日) | 県内の感染症発生動向調査における定点当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が「20.92 人」となり 6 年ぶりに警報レベル (基準値 20) に拡大したことから、県民や食品事業者に対して、感染拡大防止のための注意事項を周知した。 |

「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組

(健康体育課)

<食の安全推進について>

- ・ 学校給食は学校の教育活動の一環として実施されることから、常に安全・安心であることが求められる。このため、学校及び共同調理場では食材の安全性の確保と衛生管理の徹底に努めている。
- ・ 県教育委員会では、栄養教諭・学校栄養職員等を対象とした研修会を実施し、その中で食中毒の防止、食物アレルギー対応、異物混入事故の防止等について取り上げている。
- ・ 調理場訪問による衛生管理指導では、調理従事者の衛生管理意識の向上のため、調理作業の改善方法について具体的に助言している。
- ・ 学校給食食材の放射能測定では、結果を課ホームページで公表し、県民・保護者の学校給食食材への信頼を高めるよう努めている。

○衛生管理・食物アレルギーに関する研修等の実施

- ・ 栄養教諭・学校栄養職員講習会（8月）※239名参加
- ・ 県学校給食衛生管理研修会（8月）※91名参加
- ・ 新規採用学校栄養職員研修（通年）※対象者10名
- ・ 新規任用栄養教諭研修（通年）※対象者17名
- ・ 新規採用養護教員宿泊研修（5月）※対象者10名
- ・ 養護教諭指導リーダー育成事業（7月）※39名参加
- ・ 臨時養護教諭等研修会（7・8月）※87名参加

○調理場訪問による衛生管理指導

- ・ 新規任用栄養教諭所属校・所属調理場（6月～7月）※希望した10施設
- ・ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究<指導者派遣>（9月～2月）
※12施設

○学校給食食材の放射能測定の実施

- ・ 平成28年度予定：6月～3月にかけて、18市町・22県立学校が予定
- ・ 検査結果(平成28年6月14日～平成28年10月14日実施分まで)
250検体、51品目全ての食材で『不検出』(セシウム134,137合算値25ベクレル/kg未満)
※平成27年度結果：672検体74品目全ての食材で不検出